

議案第 97 号

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝霞市国民健康保険税条例（昭和 33 年朝霞市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 3 条第 1 項中「法」を「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」に、「100 分の 7.7」を「100 分の 7.6」に改める。

第 4 条中「100 分の 33」を「100 分の 20」に改める。

第 5 条中「12,000 円」を「22,000 円」に改める。

第 6 条第 1 号中「14,000 円」を「7,000 円」に改め、同条第 2 号中「7,000 円」を「3,500 円」に改め、同条第 3 号中「10,500 円」を「5,250 円」に改める。

第 7 条中「100 分の 1.7」を「100 分の 2.0」に改める。

第 8 条中「9,000 円」を「12,000 円」に改める。

第 8 条の 2 中「100 分の 2.0」を「100 分の 2.3」に改める。

第 8 条の 3 中「9,000 円」を「12,000 円」に改める。

第 12 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改め、同項第 1 号ア中「8,400 円」を「15,400 円」に改め、同号イ(ア)中「9,800 円」を「4,900 円」に改め、同号イ(イ)中「4,900 円」を「2,450 円」に改め、同号イ(ウ)中「7,350 円」を「3,675 円」に改め、同号ウ及びエ中「6,300 円」を「8,400 円」に改め、同項第 2 号ア中「6,000 円」を「11,000 円」に改め、同号イ(ア)中「7,000 円」を「3,500 円」に改め、同号イ(イ)中「3,500 円」を「1,750 円」に改め、同号イ(ウ)中「5,250 円」を「2,625 円」に改め、同号ウ及びエ中「4,500 円」を「6,000 円」に改め、同項第 3 号ア中「2,400 円」を「4,400 円」に改め、同号イ(ア)中「2,800 円」を「1,400 円」に改め、同号イ(イ)中「1,400 円」を「700 円」に改め、同号イ(ウ)中「2,100 円」を「1,050 円」に改め、同号ウ及びエ中「1,800 円」を「2,400 円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「1,800 円」を「3,300 円」に改め、同号イ中「3,000 円」を「5,500 円」に改め、同号ウ中「4,800 円」を「8,800 円」に改め、同号エ中「6,000 円」を「11,000 円」に改め、同項第 2 号ア中「1,350 円」を「1,800 円」に改め、同号イ中「2,250 円」を「3,000 円」に改め、同号ウ中「3,600 円」

を「４，８００円」に改め、同号エ中「４，５００円」を「６，０００円」に改め、同条第３項各号列記以外の部分中「第５６条の８９第４項第１号」を「第５６条の８９第４項」に改め、同項中「（当該減額して得た額が、第２条第２項ただし書、同条第３項ただし書及び同条第４項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）」を削り、同項第１号中「出産の日」の次に「。以下同じ。」を加え、同項第２号中「算定した被保険者均等割額」の次に「（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）」を加え、「として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者１人について次に定める額」を削り、同号アからエまでを削り、同項第４号中「算定した被保険者均等割額」の次に「（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）」を加え、「として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者１人について次に定める額」を削り、同号アからエまでを削る。

第１３条の３第１項第１号中「個人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加え、同項第３号中「又は出産の日」を削り、同条第２項第１号中「又は出産の日」を削る。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和６年１１月２５日提出

朝霞市長 富岡 勝則